

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場

利用の手引

(産業廃棄物搬入要領)

令和3年 10 月

横浜市資源循環局

(公財)横浜市資源循環公社

1 処分場の概要

(1) 処分場の案内	1
(2) 利用できる事業者	2
(3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類	2
(4) 受入基準	3
(5) 埋立処分費用	4
(6) 受入量の上限について	4

2 利用するための事務手続

(1) 手続方法	5
(2) 必要な添付書類について	7
パターン① 工事の請負業者が届出する場合	7
パターン② 産業廃棄物中間処理業者が届出する場合	7
パターン③ それ以外の事業者が届出する場合	7
(3) 搬入可能期間	8
(4) 届出事項の変更が生じた場合の手続	9

3 処分費用の支払い

(1) 現金払い	10
(2) 後納払い	10

4 処分場での搬入について

(1) 処分場での搬入手順	12
(2) 搬入廃棄物の受入不可措置	15
(3) 受入停止措置	15

5 石綿含有産業廃棄物について

(1) 定義	16
(2) 搬入届出手続について	16
(3) 運搬・搬入方法	17
(4) 搬入物検査及び違反時の措置	17

6 燃え殻、汚泥等の事前承認手続

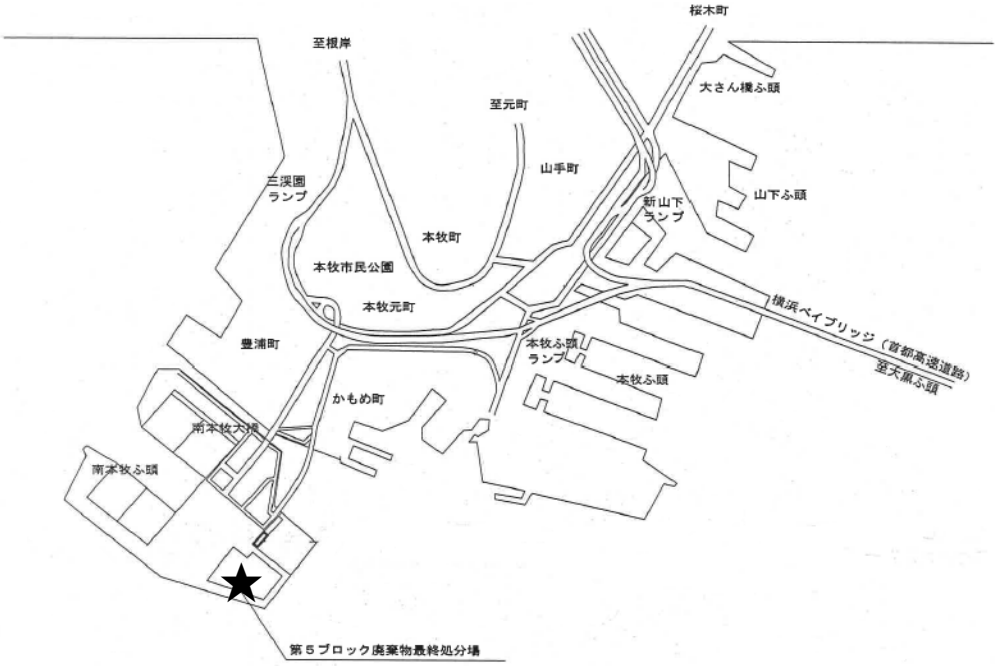
(1) 事前承認の手順	18
(2) 一般性状試験の分析方法	19
(3) 分析項目	20
(4) 判定基準	21
(5) 産業廃棄物分析調査報告書等提出先	22

7 様式及び記入例

(1) 様式	23
(2) 記入例	23

1 処分場の概要

(1) 処分場の案内

住所 連絡先 (管理事務所)	〒231-0816 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 TEL 045(625)9647 FAX 045(625)9648	
地図		
受付時間	・＜現金払い＞と＜後納払い＞で退場時刻が異なりますので、御注意ください。 ・入場してから退場するまでに 30 分程度かかります。 ・最終退場時刻までに入・退場できるよう時間に余裕を持って来場してください。	
	現金払いの場合	後納払いの場合
	午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時 (最終退場時刻 午後3時30分)	午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時30分 (最終退場時刻 午後4時)
休業日	日曜日、土曜日、祝日、 年末年始(原則、12月29日から1月3日までですが、ホームページで御確認ください。)	
受入時間や休業日については、次の場合、変更したり、一時閉鎖したりする場合があります。		
① 台風・大雨・強風等の気象状況により受入できない場合 ② 処分場の埋立状況、事故等により受入できない場合 ③ その他管理事務所長が特に必要と認めた場合		
臨時休業等当日の運営情報は公益財団法人横浜市資源循環公社のホームページで御確認ください。		
横浜市資源循環公社		検索

(2) 利用できる事業者

下図の「●」に該当する場合に利用できます。

横浜市内で発生する産業廃棄物を処分しようとする者

工事以外

● 市内中小企業

その他市長が認めた事業者

- 横浜市
- 公社等(※)
- 公益法人

※横浜市が出資する外郭団体を指す

工事

その他市長が認めた事業者

- 横浜市
- 公社等
- 国
- 神奈川県

が発注する工事の
請負人

- 中小企業かつ、横浜市民の所有する個人用住宅(外構を除く)の解体工事の請負人

当面の間、市長が認める事業者

- 横浜市内の個人用住宅(外構を除く)の建設工事の請負人
- 横浜市が関わる都市開発事業及び都市再開発事業の工事の請負人

(3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類

埋立処分できる産業廃棄物の種類は下図のとおりですが、埋立処分の前に、再資源化、焼却等を検討してください。また、P.3の受入基準を満たしているか確認してください。

安定型の受入品目

- 廃プラスチック類◆
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず◆
- がれき類◆

管理型の受入品目

- 燃え殻
- 汚泥
- 鉋さい
- ばいじん
- 廃石膏ボード◆
- その他市長が認めたもの

※図中で◆が付いている品目に関しては石綿含有廃棄物も受入可能です。

△ 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」は受入していません。

△ 水銀廃棄物(廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物等)は受入していません。

※ リサイクル推進の観点から、建材に再生できるコンクリートがらやスクラップになる金属くず等の受入は原則お断りしています。ご注意ください。

(4) 受入基準

横浜市が処分する産業廃棄物は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第 26 条第 2 項の規定に基づき、受入基準等が定められています。

産業廃棄物の種類 ^{※1}		燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	その他特に市長が適当と認めたもの
受入基準											
1	ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	油分が付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	水中に投じて油膜が生じないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	<u>水中に投じて浮遊しないもの</u>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	毒物及び劇物 ^{※2} が付着し、又は混入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	<u>中空の状態でないもの</u>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	大きさ等	おおむね最大径 15 cm 以下に破碎若しくは切断したもの又はおおむね最大径 30 cm 以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの									
		おおむね最大径 30 cm 以下に破碎し、又は切断したもの									
		おおむね最大径 30 cm 以下									
9	熱しゃく減量 15 %以下	○									
10	粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの	○	○								
11	水分 85 %以下であって、流動性がないもの		○								
12	有機性汚泥にあっては、焼却施設等で熱しゃく減量 15 %以下にしたもの		○								
13	あらかじめ、大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもの				○						
14	<u>理化学分析の結果が判定基準に適合するもの</u>	◎	◎	◎	◎						◎
15	感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの	焼却処理後の残さ物は、燃え殻又はばいじんとなります。									

 表中の 14 に関しては、受入判定基準の適合を確認するため、事前承認手続が必要となります。(P.18 参照)

^{※1} 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)に規定する廃水銀等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物等の水銀廃棄物並びに同施行令第 2 条の 4 第 5 号に規定する廃石綿等に該当するものを除く。

^{※2} 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物。

(5) 埋立処分費用

支払方法は P.10 へ

	産 業 廃 棄 物 の 種 類		処 分 費 用 単 価
安 定 型	廃プラスチック類		1kgにつき 13 円（税込）
	金属くず		
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃石膏ボードを除く	
	ゴムくず		
	がれき類		
管 理 型	汚 泥	建設汚泥	1kgにつき 15 円 50 銭（税込）
		汚泥（建設汚泥を除く）	
	燃え殻		
	ばいじん		
	鉋さい		
	廃石膏ボード		

※1 石綿含有産業廃棄物の処分費用

石綿を含有する産業廃棄物の費用は、含有していない場合と同額です。

※2 費用の算定

埋立処分費用は、処分場の計量器(トラックスケール)により計算された搬入量に上表の単価を乗じた金額となります。

(6) 受入量の上限について

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 安定型産業廃棄物
(安定型石綿含有産業廃棄物を含む) | 200t／年・社 |
| ② 石綿含有産業廃棄物 | 100t／年・社 |
| ③ 廃石膏ボード | 50t／年・社 |
| ④ 工事から発生する汚泥及び鉋さい | 100t／年・社 |
| ⑤ ④以外の管理型産業廃棄物 | 上限なし |

※公共工事については、一工事につき上記の上限を適用します。

2 利用するための事務手続

南本牧を利用する際は、あらかじめ所定の様式を用いて届出を行う必要があります。

(1) 手続方法

STEP1 届出様式の入手方法

ホームページから最新の届出様式をダウンロードしてください。旧様式の場合、受取をお断りする場合があります。なお、届出様式については公益財団法人横浜市資源循環公社又は産業廃棄物対策課でもお受け取りいただけます。

南本牧届出書

検索

STEP2 提出書類の作成

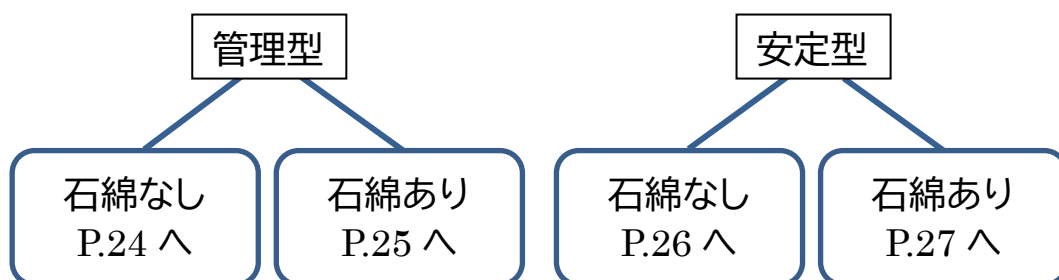
手引き末にある記入例を参照して、以下の書類に必要事項を記入してください。

① 産業廃棄物
継続搬入届出書

② 附属書

③ 必要な添付書類

①は搬入物の性質により以下の図の4種類の中から選択します。



【作成時の注意事項】

- 届出書の押印には必ず法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を用いてください。
- ①、②は必ず1組で作成してください。(①が2枚(2種類)なら、②も2枚)
- ③は排出事業者の種類によって異なるため、P.7「必要な添付書類について」を参照してください。
- 同一工事で2枚以上の届出書を提出する場合、③は1部のみで構いません。
- 処分費用の後納支払い(納入通知書による後払い)を希望する場合、産業廃棄物処分費用後納承認申請書を作成してください。(詳細は P.10,11)
- 鉛筆、消せるボールペン等で記入しないでください。

STEP3 書類の提出

【提出先】公益財団法人 横浜市資源循環公社

〒231-0015

横浜市中区尾上町1丁目8番地

関内新井ビルディング 4階

TEL 045(223)2021

FAX 045(223)2027

URL <http://shigenkousha.or.jp>

(アクセス)

JR 関内駅より徒歩2分

横浜市営地下鉄関内駅1番出口より

徒歩1分

(受付時間)

8時45分～12時、13時～17時

(※土日祝日、年末年始を除く)



【届出期限】搬入希望日の3日前（休業日を除く）

(実際に搬入可能となるのは、提出日から3営業日後です。)

※届出者(排出者)が窓口にお越しください。届出者以外(収集運搬業者、下請け業者等)が書類の提出に来た場合、書類を受け取りません。

【窓口での確認事項】

- ・ 記載事項及び添付書類の漏れ、不足が無いかな。
- ・ 搬入廃棄物が受入基準に不適合のおそれが無いかな。

要件不足の場合、搬入できません。

STEP4 搬入確認書の受取

窓口での確認後、要件が足りていれば、その場で産業廃棄物搬入確認書(下図)が交付されます。産業廃棄物搬入確認書は、申請した搬入車両台数分だけ交付されます。処分場搬入の際、搬入車両ごとに提出してください。

19		南本牧第6ブロック産業廃棄物最終処分場 産業廃棄物搬入確認書 (管理型 現金)	
日付	年 月 日	整理番号	搬入番号
埋立承認番号	0 0 0 0 0 0001	09999	
届出者	公益財団法人横浜市資源循環公社		
種類	100 搬入		
(1)種類のみの記入			
収集運搬業者	[自己搬入]		
(業者欄に0を記入)			
搬入期間	2019年06月25日から2020年03月31日まで		
(注) 本確認書の搬入に使用しない。 (注) 本確認書は1台1台に使用します。			
南本牧第6ブロック産業廃棄物最終処分場 中沢南本牧3番1、4番1地先 TEL.025-9647			

公社用、事務所用、届出者用の3つがA4用紙1枚に印刷されたものを交付します。

△切り取らずに使用してください△

(2) 必要な添付書類について

パターン① 工事の請負業者が届出する場合

- 1) 契約書(発注者及び請負者押印済の物)のコピー
- 2) 工事設計変更指示書等のコピー(工期延長がある場合のみ)
- 3) 現場周辺図
- 4) 収集運搬業許可証のコピー(業者に運搬を委託する場合のみ)
- 5) 公共工事以外の工事については、産業廃棄物対策課に提出した建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)の「届出書(様式第一号)」,又は横浜市建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく「解体工事届出書」のコピー(届出対象工事の場合のみ)
- 6) その他本市が提出を指示する書類等

パターン② 産業廃棄物中間処理業者が届出する場合

- 1) 産業廃棄物処分業許可証のコピー
- 2) 搬入予定廃棄物に関連する中間処理施設の処理方法や処理後物の状態がわかるカタログ、写真又は図面 ※処理方法が明確にわかるもの

上記2点は、搬入廃棄物の形状等を把握し、処分場受入基準に不適合のおそれがないかの確認及び搬入廃棄物が確実に中間処理されたものであることを判断するための書類です。

- 3) 中間処理委託契約書のコピー
※南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入予定の物のみ
- 4) 搬入廃棄物内訳書(記載例は P.8 を参照)

上記2点は、中間処理前の廃棄物が横浜市内発生物であることの確認及び搬入量が処分場受入上限を超えるおそれがないことの確認のための書類です。
※受入上限に関しては P.4 へ

- 5) 排出事業場(発生場所)の周辺図
- 6) 収集運搬業許可証のコピー(自社運搬の場合も含む)
- 7) その他本市が提出を指示する書類等

パターン③ それ以外の事業者が届出する場合

- 1) 排出事業場(発生場所)の周辺図
- 2) 収集運搬業許可証のコピー(業者に運搬を委託する場合のみ)
- 3) その他本市が提出を指示する書類等

〈搬入廃棄物内訳書 ～作成例と手順～〉

1. 委託契約書の番号付け

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場へ搬入する分の「中間処理委託契約書のコピー」それぞれに番号を付けてください。その際は、必ず確認しやすいように契約書のコピーの右上に番号を記載してください。

2. 搬入廃棄物内訳書の作成

下図のように南本牧への搬入予定量を一覧表にしてください。

搬入廃棄物内訳書									
契約書	廃石膏ボード			がれき類			廃プラスチック類		
	容量	比重	処分量	容量	比重	処分量	容量	比重	処分量
No.1	10 m ³	1.5	15t	20 m ³	1.7	34t	10 m ³	1.1	11t
No.2	—	—	10t	—	—	100t	—	—	10t
No.3	—	—	—	—	—	—	30 m ³	1.1	33t
No.4	10 m ³	1.5	15t	—	—	10t	—	—	—
合計	—	—	40t	—	—	144t	—	—	54t

※1 処分量は、t(トン)単位で作成してください。

※2 作成例で使用されている比重及び含有率はあくまでも例示です

(3) 搬入可能期間

【搬入期間開始日】

書類提出日の3営業日後

【搬入期間終了日】

工事請負業者:工事請負契約書等に記載されている契約期間の最終日

中間処理業者:中間処理委託契約書に記載されている契約期間の最終日

それ以外の事業者:申請年度の末日

※年度を跨ぐ契約期間の場合は申請年度の末日とする。

※いずれの場合も、休業日に当たる場合は直前の営業日とする。

(4) 届出事項の変更が生じた場合の手続

搬入届出書の記載事項に変更が生じた場合、変更事由によって所定の手続等が必要となります。なお、必要な手続を執らずに南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入した場合、搬入廃棄物の受入が認められませんので御注意ください。

【新規の搬入届出が必要な場合】

- ・搬入量の増加
- ・搬入期間の延伸(年度内に限る)
- ・搬入廃棄物の種類の追加又は変更

【追加書類の提出が必要な場合】

- ・自己運搬車両の追加又は変更
⇒車両番号と車両重量を資源循環公社まで FAX(045-223-2027)でお送りください。
- ・収集運搬業者の変更
⇒届出時にお渡しした産業廃棄物搬入確認書及び追加・変更する収集運搬業者の収集運搬業許可証のコピーを持って資源循環公社の窓口(P6 参照)までお越しください。

※上記以外の場合は、産業廃棄物対策課(045-671-2515)にお問い合わせください。

3 処分費用の支払い

支払方法は原則現金払いですが、資格基準を満たす場合は後納払いも可能です。

(1) 現金払い

搬入時に管理事務所で現金により支払います。

(2) 後納払い（【資格基準】を満たし、事前に申請をした場合）

搬入後に納入通知を受け、期限までに所定の金融機関に納付します。

【資格基準】

排出者が下記①～④のいずれかに該当する場合、後納払いが利用できます。

- ① 横浜市又は横浜市が出資する外郭団体及び公益法人。
- ② 横浜市又は横浜市が出資する外郭団体の 公共事業を請け負った者 のうち、搬入届出量が2トン以上 であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。
- ③ 国又は神奈川県 の公共事業を請け負った者 のうち、搬入届出量が2トン以上 であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。
- ④ 公共事業の請負者以外の者が、自らの事業場から発生する産業廃棄物を搬入する場合のうち、以下の全てを満たす者。
 - ・ 横浜市内に事業の拠点を有する者。
 - ・ 継続的に搬入を行い、搬入届出量が20トン以上である者。
 - ・ 処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。

※トン数について

申請時に、発生場所が同一（同一工事）の産業廃棄物継続搬入届出書が複数（安定型、管理型、石綿含有の有無による全4種類）ある場合、搬入届出量を合算した重量で判断します。

※「処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの」とは次の基準を満たす者とします。

【法人の場合】次の いずれか を満たす者

- ・直近期の貸借対照表において債務超過の状態でないこと
- ・直近期の損益計算書において経常利益及び当期純利益が計上されていること

【個人の場合】

- ・直近期の所得税に未納額がないこと

※上記確認のために必要な提出書類は P.11 で確認してください。

【後納払い申請書類の作成方法】

手引き末の記入例を参照して、産業廃棄物処分費用後納承認申請書と添付書類を作成し、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印して産業廃棄物継続搬入届出書と併せて提出してください。

【必要な添付書類】

- 1) 住民票又は法人登記簿謄本の写し(公共事業の場合は不要)
- 2) 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し(公共事業の場合は不要)
- 3) 直近の期の貸借対照表及び損益計算書、個人の場合は直近の期の所得税の納税証明書の写し ※ただし、以下のいずれかに該当する場合は不要
 - ・ 公共事業のうち横浜市財政局契約の工事(水道局、交通局委任案件も含む)を今年度に受注している
 - ・ 今年度、別の工事等で後納承認申請書を提出している
 - ・ 届出者が横浜市又は横浜市が出資する外郭団体及び公益法人

【後納支払い方法】

搬入届出書ごとに1か月分(月末締め)の処分費用を集計し、翌月の 10 日前後に納入通知書が申請者(申請書当該欄に記載された住所)に届きますので、所定の金融機関にて納付してください。

⚠【納期限】：搬入月の翌月末⚠

【納付の遅延があった場合】

- ・ 後納及び後納払いによる継続搬入を全て停止とします。後納停止期間は横浜市が指定した日から1年間です。
- ・ 後納及び後納払いによる継続搬入の停止は文書により通知します。
- ・ 後納払いによる継続搬入が停止となった場合、残っている産業廃棄物搬入確認書を返却していただきます。また、搬入停止となったものについて現金払いによる搬入を希望する場合は、滞納している処分費用を納めた上で、改めて産業廃棄物継続搬入届出書を提出する必要があります。
- ・ 滞納が解消されない場合は督促状を送付します。督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、延滞金(指定期限の翌日から納付までの日数に応じ、その納付金額について下記の割合を乗じて計算したもの)も併せて徴収します。

(延滞金の割合:特例基準割合(各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を 12 で除して計算した割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合)に、年 7.3%を加算した割合(年 14.6%を限度)(横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例付則による)
- ・ 督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、期限の利益を失い、一括で納付する必要がある場合があります。
- ・ 上記措置を講じた場合、本市発注工事によるものについては、工事発注課へ連絡します。

また、納付の遅延があった場合以外に、後納継続搬入者が何らかの理由により資格基準を満たしていないことが判明した場合、後納払いを停止します。

4 処分場での搬入について

(1) 処分場での搬入手順 ※P.13 の注意事項と合わせて確認の上お越してください。

STEP1 車両待機場で荷台のシート掛けを自ら外し、積載廃棄物が確認できる状態にする。

STEP2 搬入物検査を受ける。

(1) 燃え殻、污泥、鉱さい、ばいじんの場合

抜き取り検査台に進行し、目視検査と抜き取り検査を受けた後、計量器に進行する。

(2) 安定型産業廃棄物、廃石こうボードの場合

荷台側面からの目視検査後、計量器に進行し、ビデオモニターによる真上からの目視検査を受ける。

※ 検査の結果、受入が不相当と判断された場合、搬入物を持ち帰っていただきます。

STEP3 車両から降り、管理事務所の受付に以下の書類を提出する。

- ・産業廃棄物搬入確認書(届出時に窓口で受け取ったもの)
- ・産業廃棄物管理票及びその写し(収集運搬を委託する場合のみ)

STEP4 係員の指示で車両を搬入場所まで移動し、廃棄物を投入する。

※ 投入時に、受入が不相当と判断される廃棄物が混入していた場合、投入物を持ち帰っていただくことに加えて、以降の搬入も停止させていただきます。

STEP5 再度計量器に進行し、管理事務所にて処分費用の手続をする。

(1) 現金払いの場合

処分費用を支払い、領収書と下枠内の書類を受け取る。

(2) 後納払いの場合

下枠内の書類を受け取る。支払方法については P.10(2) 参照。

- ・産業廃棄物搬入確認書(控え用)
- ・計量伝票
- ・産業廃棄物管理票【押印後】(収集運搬を委託する場合のみ)

STEP6 指定された経路で速やかに退出する。その際、洗車場を通過してタイヤの付着物を洗い落とすこと。

※最後の搬入時に、余っている搬入確認書を返却すること。

例:当初搬入車両5台で申請したが3台で搬入が終わった場合、余った2枚を管理事務所受付で返却する。

【搬入時の注意事項】

① 搬入する産業廃棄物に関して

- ・ 受入基準に不適合の物は搬入しないこと(受入基準については P.3 参照)
- ・ あらかじめ届け出た産業廃棄物以外は搬入しないこと
- ・ 異なる種類の産業廃棄物を混載しないこと
- ・ 事前承認が必要な産業廃棄物の場合、承認期限が切れている物は搬入しないこと
(事前承認については P.18 参照)

② 搬入車両や荷姿に関して

- ・ 原則として搬入物が容易に確認でき、ダンピングができる車両で搬入すること
パッカー車やバキューム車での搬入はしないこと
- ・ 荷姿としてフレコンバッグ詰めはしないこと
- ・ 石綿含有産業廃棄物以外の廃棄物は原則ばら(袋詰めしない)で搬入すること
※上記要件を満たさない車両等での搬入を希望の場合、あらかじめ産業廃棄物対策課
に相談すること

③ 場内の通行等に関して

- ・ 処分場までの運搬では、一般の交通ルール及び廃棄物処理法の運搬基準を遵守すること
- ・ 受付時間(P.1 参照)を厳守し、処分場周辺で車両の待機・駐車は絶対しないこと
- ・ 処分場敷地入口では、産業廃棄物搬入確認書を係員に提示すること
- ・ 場内の交通ルール(制限速度、一時停止、搬入経路)を厳守すること。特に、ゲート付近の通行は危険なため、一時停止及び徐行運転すること
- ・ 処分場内で故意又は過失により処分場施設や第三者に損害を与えた場合、原因者の責任で賠償すること
- ・ その他処分場内では、係員の指示に従うこと

(2) 搬入廃棄物の受入不可措置

搬入物検査等で不正行為等が確認された場合、運搬者は搬入廃棄物を積載したまま持ち帰っていただきます。また、処分場へのダンピング(廃棄物投入)の後に不正行為等が確認された場合であっても、廃棄物が回収可能であれば、当該物を運搬車両へ積載し直し、持ち帰っていただきます。

【受入不可事例】

- ・ 木くず等の受入不可物が混入している
- ・ 搬入廃棄物が受入基準に不適合である(P.3 参照)
- ・ 異なる分類の廃棄物が混載されている
- ・ 搬入廃棄物や運搬車両が届出内容と異なる
- ・ 搬入時に必要な書類に不備がある(P.12 参照)
- ・ 分析承認が必要な廃棄物の承認期限が過ぎている(P.19 参照)
- ・ その他受入が不適当と判断されるもの

例年受入不可事例がしばしば見受けられます。搬入の際は P.3 の受入基準をよく確認の上お越しく下さい。

(3) 受入停止措置

以下のような場合は、搬入事業者に対し受入停止等の措置を執る場合があります。

- ・ 継続した不正搬入(またはそのおそれ)
- ・ 再発のおそれがある不正搬入
- ・ 悪質性を有するおそれのあるもの

また、受入停止措置は以下のように段階的なものとなっています。

1. 本市指導に対し、誠実な対応がなされなかった場合
→誠実な対応がなされたと判断されるまで、受入一時停止とします
2. 本市指導の結果、過失によるものと確認された場合
→対策が講じられたと判断されるまで、受入一時停止とします
3. 本市指導の結果、故意によるものと確認された場合
→不正搬入が確認された日から1年間、受入停止とします
4. 故意の不正搬入が再発した場合
→無期限受入停止とします
5. 本市指導の結果、廃棄物処理法上の違法行為が確認された場合
→受入停止措置とは別に法の規定による行政処分を課します

※ 受入一時停止及び受入停止となる場合は、文書による通知を行う。
また、受入停止の通知を受けた場合は、残りの搬入確認書を返却すること

5 石綿含有産業廃棄物について

(1) 定義

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(吹きつけアスベストなどは特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場へは搬入不可。)

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

令和3年3月30日に改訂されたもので、石綿含有産業廃棄物の撤去、解体現場での保管、収集運搬の留意事項及び中間処理等の方法が示されています。この指針に沿って各作業を実施してください。

★標記マニュアルは次のURLのHPを参照のこと★

[<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>]

(2) 搬入届出手続について

P.5の「2 利用するための事務手続」を参照し、搬入物に応じて適切な搬入届出書を使用してください。

石綿を含まないことの証明が必要なケース

スレート瓦やサイディングなど、その形状から石綿含有産業廃棄物に該当するおそれがあるものであって、アスベストを含有していないものの搬入を届け出る場合、これを証明する書類(アスベスト含有試験の結果報告書など)を添付してください。アスベストを含んでいないことが証明できないものは、含有するものとして届出してください。

(3) 運搬・搬入方法

- 1) 他種類の廃棄物との**混載禁止かつ4 t 車以下の車両を使用**してください。
- 2) 荷姿は原則**袋で一重梱包**(後述の石綿含有仕上塗材を含むがれき類を除く)とし、次の事項を遵守してください。

- ・ 石綿含有産業廃棄物を湿潤させた上で、十分な強度がある袋に詰めること。
- ・ **90リットル以下のプラスチック素材のもの**を使用すること。
- ・ 通気性のあるもの(例:土のう袋)を使用する場合は、袋ごと湿潤させた状態とすること。
- ・ 通気性のないもの(例:ビニール袋)を使用する場合は、水中に投じられて浮遊することがないように措置を講ずること。
- ・ 袋の口を結ぶかテープで止めるなどして閉じること。
- ・ 廃石綿用の黄色い袋は使用しないこと。

- 3) 以下の**枠内**の廃棄物に関しては上記 2)に加えて下記の内容を遵守してください。

【石綿含有仕上塗材を含むがれき類に関して】

- ・ 通気性の無い透明なプラスチック製の袋で**二重梱包**すること。その際、空気が過剰に入らないよう注意すること。
- ・ できる限り、破断面を薬剤で安定化する等の処置をすること。

【ケイ酸カルシウム板(一種)に関して】

- ・ 他の石綿含有廃棄物に比べて飛散性が疑われるため、袋を開けなくても中身が確認できるように通気性の無い透明なプラスチック袋で梱包すること。

- 4) 上記 1)～3)に加え、P.13 の【搬入時の注意事項】をよく確認してください

(4) 搬入物検査及び違反時の措置

- 1) 搬入物検査実施時に、袋詰めしたものを2段以上で積載していた場合、下部の袋詰め状況の検査も受けるものとする。この際、上部に置かれた袋詰め物の移動作業は運搬者(運転手)が行うものとする。
- 2) 届出内容に反し、石綿含有産業廃棄物のおそれがあるもの(スレート瓦やサイディングなど)の搬入が確認された場合(一部混入している場合も含む)、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、アスベスト含有のおそれが解消されるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けないものとする。
- 3) (3)の事項について違反が確認された場合、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、違反再発防止策が講じられたと本市が認めるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けないものとする。

6 燃え殻、汚泥等の事前承認手続

(1) 事前承認の手順

「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」に基づく制度です。

搬入できる廃棄物のうち、“燃え殻・汚泥・鉍さい・ばいじん・その他市長が適当と認めたもの”に関しては、産業廃棄物継続搬入届出書の提出以前に、以下の手順で事前承認を受けてください。ただし、判定基準はP.21の表の値を基準とします。

STEP1 搬入予定廃棄物から試料を採取する

搬入予定の産業廃棄物を適量採取して二分し、一方は分析機関に溶出試験等を依頼し、他方(約300g)は本市提出用試料として仮保管します。

また、報告書作成の際に試料採取日を記入するので、必ず記録してください。

STEP2 試料の分析

分析機関(原則として濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者機関)にP.20の別表に定める分析項目及び一般性状試験として固型分、水分、pH、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、熱しゃく減量、不溶成分の分析を依頼します。なお、一部項目を省略できる場合があるため、事前に産業廃棄物対策課にお問い合わせください。

それぞれの項目の分析方法は以下に定めるとおりとします。

- ・一般性状試験:P.19のとおり
- ・溶出試験:昭和48年環境庁告示第13号による
- ・含有量試験(水銀又はその化合物):
「水銀廃棄物ガイドライン」を参照の上、適切な方法で行うこと
- ・含有量試験(ダイオキシン類):昭和48年環境庁告示第13号による
- ・含有量試験(その他の項目):

底質調査方法等を参考に前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同様とする

STEP3 産業廃棄物分析調査報告書の作成

P.38の記入例を参考に、産業廃棄物分析調査報告書(P.30)に必要事項を記入します。表面は当該廃棄物の排出事業者、裏面は分析機関が記入してください。記入の際、受入基準の超過が無いことを確認してください。

STEP4 産業廃棄物対策課への書類の提出 (地図はP.22参照)

以下の必要書類等を産業廃棄物対策課に持参してください。

- 1)産業廃棄物分析調査報告書 3部
- 2)分析試料約300g(STEP1で分取したもの)
- 3)返信用封筒(返信先記入済、切手貼付済のもの)※副本返却時郵送を希望する場合

STEP5**産業廃棄物分析調査報告書の副本返却**

STEP4 で必要書類を提出した後、1～2週間程で埋立承認となります。返信用封筒がある場合は郵送、無い場合は来庁して分析調査報告書の副本(承認印押印済)を受け取ってください。

なお、承認期限は試料採取月から1年後の同月末までです。

(2) 一般性状試験の分析方法**ア 固型分**

- ① 容器に試料a(g)[20～100g]を正確に計り取り、沸騰しないように注意して蒸発乾固させる。
- ② 乾固させたものを105～110℃で2時間乾燥させた後、デシケーター中で30分間放冷する。
- ③ 容器に残留した物質の重量b(g)を正確に求める。これを固型分の重量とする。
- ④ 「固型分(%) = $b/a \times 100$ 」の式により、算出する。

イ 水分

「水分(%) = $100 - \text{固型分}(\%)$ 」の式により、算出する。

ウ pH

試料10w/v%液を検液とし、JIS K0102 12(ガラス電極法)に定める方法による。

エ ノルマルヘキサン抽出物質含有量(含油量)

- ① 試料a(g)をソックスレー抽出器に入れヘキサンを用いて抽出し、この抽出液を検液とする。
- ② 昭和49年環境庁告示第64号付表4に定める方法により、検液のノルマルヘキサン抽出物質の重量c(g)を求める。
- ③ 「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/kg) = $c/a \times 10^6$ 」の式により算出する。
または、
「含油量(%) = $c/a \times 100$ 」の式により算出する[搬入基準は5%以下]。

オ 熱しゃく減量

- ① 固型分の測定操作で得られた乾燥後の試料b(g)を、電気炉にて $600 \pm 25^\circ\text{C}$ で3時間強熱する。
- ② 強熱後の試料をデシケーター中で放冷し、放冷後の試料の重量d(g)を正確に求める。
- ③ 「熱灼減量(%) = $(b-d)/b \times 100$ 」の式により、算出する。

カ 不溶成分

- ① 試料a(g)を有姿のまま検液とし、孔径 $1\mu\text{m}$ のメンブランフィルターでろ過する。有姿の状態ではろ過できないものは、試料10w/v%液を検液とし、振とう後メンブランフィルターでろ過する。
- ② メンブランフィルターのろ過残留物を乾燥させ、その重量e(g)を正確に求める。
- ③ これを不溶成分の重量とする。「不溶成分(%) = $e/a \times 100$ 」の式により、算出する。

(3) 分析項目

別表 ≪埋立処分に係る分析項目≫

有害物質等	排出者	排出事業者 (処理業者を除く)		処理業者		
		初 回	継 続	初 回	継 続	中間報告
アルキル水銀		◎	●	◎	○	—
総水銀		◎	◎※1	◎	◎※1	○
カドミウム		◎	○	◎	○	○
鉛		◎	○	◎	○	○
有機燐		◎	●	◎	○	—
六価クロム		◎	○	◎	○	○
砒素		◎	○	◎	○	○
シアン		◎	○	◎	○	○
P C B		◎	●	◎	○	—
トリクロロエチレン		○	●※2	○	○	●※2
テトラクロロエチレン		○	●※2	○	○	●※2
ジクロロメタン		●	●	○	●	—
四塩化炭素		●	●	○	●	—
1,2-ジクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1-ジクロロエチレン		●	●	○	●	—
1,1,2-トリクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1,1-トリクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1,2-トリクロロエタン		●	●	○	●	—
1,3-ジクロロプロペン		●	●	○	●	—
チウラム		●	●	○	●	—
シマジン		●	●	○	●	—
チオベンカルブ		●	●	○	●	—
ベンゼン		●	●	○	●	—
セレン		●	●	◎	●	—
1,4-ジオキサン		●	●	○	●	—
ダイオキシン類		◇	◇	◇	◇	—
一般性状試験		必ず行う(コンクリート固型化物については一軸圧縮強度の測定も行う。)				

◎:含有量試験及び溶出試験を行う。

○:溶出試験を行う。

●:「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、溶出試験を行う。

また、発生工程等から判断して、当該有害物質等が混入されている可能性があるとして市が判断した場合、市と協議の上、溶出試験を行う。

◇:当該廃棄物が燃え殻、ばいじん又は焼却施設の湿式集塵施設から発生する汚泥であり、かつ「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、含有量試験を行う。

※1:発生工程等から判断して、水銀を含有していないことが明らかである場合、市と協議の上、溶出試験のみ行う。

※2:当該廃棄物が汚泥の場合、溶出試験を行う。

(4) 判定基準

「燃え殻」、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」及び「その他特に市長が適当と認めたもの」にかかる基準

	項 目	基準値(溶出試験)
有 害 物 質	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	15 mg/kg以下(含有量試験)
		0.005 mg/l以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/l以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg/l以下
	有機燐化合物	0.2 mg/l以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/l以下
	砒素又はその化合物	0.3 mg/l以下
	シアン化合物	1 mg/l以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/l以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/l以下
	四塩化炭素	0.02 mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/l以下
	チウラム	0.06 mg/l以下
	シマジン	0.03 mg/l以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/l以下
	ベンゼン	0.1 mg/l以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg/l以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/l以下
	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下(含有量試験)
性 状 般	水分	※ 85 %以下
	含油量	※ 5 %以下

※ 基準値以下であっても性状によって埋め立てを不適当とすることがあります。

(5) 産業廃棄物分析調査報告書等提出先

【提出先】横浜市 資源循環局 産業廃棄物対策課

〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 23 階

TEL 045(671)2515 FAX 045(651)6805

(アクセス)

みなとみらい線「馬車道駅」1C 出入口直結

JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩 3 分

(受付時間)

8時45分～12時、13時～17時15分（休日を除く）



7 様式及び記入例

(1) 様式

- ・ **産業廃棄物継続搬入届出書（管理型（石綿含有を除く））～P.24～**
…廃石膏ボード、鉋さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に使用する書類
- ・ **産業廃棄物継続搬入届出書（管理型（石綿含有））～P.25～**
…石綿含有産業廃棄物に該当する廃石膏ボード等を搬入する際に使用する書類
- ・ **産業廃棄物継続搬入届出書（安定型（石綿含有を除く））～P.26～**
…廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類
- ・ **産業廃棄物継続搬入届出書（安定型（石綿含有））～P.27～**
…石綿含有産業廃棄物に該当する廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類
- ・ **産業廃棄物継続搬入届出書 附属書 ～P.28～**
…届出書と一緒に必ず提出する書類
- ・ **産業廃棄物処分費用後納承認申請書 ～P.29～**
…産業廃棄物処分費用を後納払いする場合にのみ提出する書類
- ・ **産業廃棄物分析調査報告書 ～P.30～**
…鉋さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に安全性確認の手続で使用する書類

(2) 記入例

- ・「産業廃棄物継続搬入届出書」の記入例 ～P.32～
- ・「産業廃棄物継続搬入届出書 附属書」の記入例 ～P.34～
- ・「産業廃棄物処分費用後納承認申請書」の記入例 ～P.36～
- ・「産業廃棄物分析調査報告書」の記入例 ～P.38～

第15号様式(第18条2項関係)

(届出先)

横浜市長

産業廃棄物継続搬入届出書



年 月 日

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1 公共
2:市以外の公共	2 民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	
承認番号	

①届出者(排出者)
住所
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

印

②

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を	2 卸売業		
○で囲んでください。	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③発生場所	所在地												
	名 称	電話 ()											
④種類、荷姿、形状及び計画量、処分回数	150 燃え殻	ばら、その他()	t/年				台/年						
	151 メッキ汚泥	ばら、その他()	t/年				台/年						
	152 その他汚泥	ばら、その他()	t/年				台/年						
	153 建設汚泥	ばら、その他()	t/年				台/年						
	154 鉱さい	ばら、その他()	t/年				台/年						
	155 ばいじん	ばら、その他()	t/年				台/年						
	156 下水汚泥の焼却灰	ばら、その他()	t/年				台/年						
	157 その他管理型	ばら、その他()	t/年				台/年						
	157 (廃石膏ボード)	ばら、その他()	t/年				台/年						
		ばら、その他()	t/年				台/年						
	ばら、その他()	t/年				台/年							
運搬主体	⑤-1 収集運搬業者	所在地											
	名称												
	連絡先	電話 ()	電話 ()				電話 ()						
	許可番号	第 号	第 号	第 号									
	⑤-2 自己運搬	車両番号及び車両重量	kg	kg	kg	kg	kg	kg					
⑥横浜市の処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先											
	名 称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場											
⑦横浜市指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで											
	搬入番号	号											

(注意)

- 1 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 2 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 3 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- 4 上記の指示に従い搬入してください。

受 付

産業廃棄物継続搬入届出書 附属書

■処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻	1 kgにつき 15円50銭
ばいじん	
鉱さい	
汚泥（建設汚泥を除く）	
廃石膏ボード	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類	1 kgにつき 13円
建設汚泥	

- 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- 施設の処理能力は埋立容量が4,291,000m³で面積が16.4haです。
- 流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- 他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- 搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- 搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- 万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

■搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

☐ 石綿含有産業廃棄物があります。

☐ 石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではありません。

■搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など

■搬入廃棄物の数量根拠

☐ 自社搬入します。

☐ 今年度内に届出書を提出したことがある。（工事の場合は同一工事に限る。）

搬入番号：

☐ 届出書及び届出書添付書類の内容と搬入物の内容に相違はありません。

管理型	安定型

産業廃棄物処分費用後納承認申請書

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

申請者 住 所
(届出者)

会社名

代表者名

印

電話 ()

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払い方法を、後納払いとしたく、添付書類を提出のうえ、次のとおり申請します。

発注者 (発注担当局部課)		発注担当者 (電話)	
発生場所 の名称			

添 付 書 類	☐ 住民票又は法人登記簿謄本の写し（公共事業の場合は不要）
	☐ 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し（公共事業の場合は不要）
	直近の期の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は、直近の期の所得税の納税証明書の写し） ☐ 有
	☐ 無（該当する数字を○で囲む）
	1 横浜市財政局契約の工事（水道局、交通局委任案件を含む）を今年度請け負っている。
	2 今年度、搬入番号【 号】にて後納承認申請書を提出している。
	3 申請者は横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人である。

確認事項	☐ 過去1年以内に納期限を超過した支払いはありません。 ☐ 下記の注意事項について確認しました。
------	---

(注意)

- 1 後納払いは、次のいずれかの要件を満たした場合に限りです。
 - (1) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人が搬入する場合
 - (2) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体、国又は神奈川県の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が20トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
 - (3) 公共事業の請負以外の者のうち、搬入届出量が20トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
- 2 この申請書は、産業廃棄物継続搬入届出書とあわせて提出してください。
- 3 記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要です。
- 4 処分費用の納期限は搬入月の翌月末です。横浜市が発行する納入通知書で、納期限までに所定金額の納付が必要です。
- 5 申請者が、資格基準を満たしていないことが判明した場合は、後納を停止します。また、指定された納期限内に処分費用を納付しない場合は、次の(1)～(3)を行います。
 - (1) 既に届出された後納払いによる継続搬入をすべて停止します。
 - (2) 横浜市が指定した日から1年間、後納承認の申請ができません。
 - (3) 既に搬入した分の処分費用について、期限の利益を失い、一括で納付していただく場合があります。

氏名

「事業者記入欄」

提出区分	新規 ・ 継続 ・ 中間報告		
当該廃棄物の担当者	所属 氏名 T E L ()		
事業概要	業種		
	主要製品		
廃棄物名（社内名）		主成分	
試料採取者及び 採 取 年 月 日	所属 氏名		年 月 日 採取
試料採取場所及び方法			
廃棄物の発生工程 及び処理工程 （フローシート）	発生場所 報告者住所と 1 . 同じ 2 . 異なる ()		
保有する政令で 定められた施設の 名称又は番号	大気汚染防止法関係		
	水質汚濁防止法関係		
	廃棄物処理法関係		
処分方法	埋立 海洋投入 （ A ・ B ・ C 海域）		
廃棄物排出量		処分頻度	
保管方法		通常保管量	
収集・運搬者	住所 氏名 T E L ()		許可番号
最終処分者	住所 横浜市中区本牧3番1、4番1地先 氏名 南本牧第5ブロック廃棄物最終場 T E L (045) 625-9647		許可番号

横浜市記入欄

[分析機関記入欄]

一般性 試験	試料の性状	1. 液状 2. 泥状 3. 粉体状 4. 塊状 5. その他 () 色 () 臭気 ()				
	海洋投入処分 の場合	固液分離の有無: 30分以上静置後の状態 1. 無 2. 有 [上澄み液量(), 沈澱物量()] 3. 分離不明確				
		油膜	有 ・ 無		油分	mg/ℓ
	水分	%	pH	(°C)	n-ヘキサン抽出物質質量	mg/kg
	固型分	%	不溶成分	%	固型分の熱灼減量	%

項 目	含有量試験値	溶出試験値	試験方法	
			含有量試験	溶出試験
アルキル水銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
総水銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
カドミウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有機燐	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
六価クロム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
砒素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シアン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
PCB	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チウラム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シマジン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
セレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ダイオキシン類	ng-TEQ/g ng-TEQ/ℓ	—		
銅	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
亜鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
弗化物	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベリリウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
クロム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ニッケル	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
バナジウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有機塩素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
フェノール類	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		

分析機関

所在地

名称

濃度計量証明事業所登録番号

印

分析期間

年

月

日

～

月

環境計量士

TEL

()

記入例

第15号様式(第18条2項関係)
(届出先)

産業廃棄物継続搬入届出書

安定型
(石綿含有を除く)

年 月 日

横浜市長

排出者区分	排出工程区分
1 本市 2 市外の公共 3 中小企業者 4 大企業 5 処分業者	1 公共 2 民間 3 中小企業者 4 大企業 5 処分業者

① 届出者(排出者)

住所 横浜市〇〇区〇〇

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇

電話 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇

代表
者印

②

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を 〇で囲んでください。	2 卸売業	20 人	1000 万円
	3 工業・その他業種		

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第10条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③ 発生場所	所在地	横浜市××区××
	名 称	△△工事 電話 045(×××) ××××

④ 種類、荷 姿、形状及 び計画量、 処分回数	160 廃プラスチック類 (石綿含有を除く)	ばら、その他()	t/年	台/年
	161 ゴムくず	ばら、その他()	t/年	台/年
	162 金属くず	ばら、その他()	t/年	台/年
	163 ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有を除く)	ばら その他()	0.1 t/年	1 台/年
	164 粉じん類 (石綿含有を除く)	ばら その他()	10 t/年	3 台/年
		ばら、その他()	t/年	台/年

⑤-1 収集運搬業者	所在地	横浜市△△区△△
名称	××運輸(株)	
連絡先	電話 045(▽▽▽)▽▽▽▽	電話 () 電話 ()
許可番号	第 014000000000号	第 号 第 号
自己運搬	車両番号及び車両重量	kg kg kg kg

⑥ 横浜市の 処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先
名 称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	
⑦ 横浜市 指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
搬入番号		

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- 上記の指示に従い搬入してください。

受	付

産業廃棄物継続搬入届出書の記入方法について

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 4種類の搬入届出書から適切なものを使用してください。
(4種類の選択方法についてはP.5の「2 利用するための事務手続」参照)
- ② 届出者の記入日時点の情報を記入してください。届出者は**事業を実際に経営し、廃棄物の処理責任を負う者**であり、**建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者等は届出者にはあたりません**。なお、工事契約等の場合は、原則として**契約書に記載されている請負人の住所氏名**を記入してください。また、法人の場合は**代表者印**、個人の場合は**実印**を押印してください。
従業員数は会社全体の従業員数、資本金は資本総額又は出資総額を記入してください。
- ③ **所在地は廃棄物の発生場所の住所、名称は工事名や事業所名**を記入してください。発生場所が複数ある場合は、「〇〇他△か所」や「〇〇区一円」のように記入してください。また、工事契約等の場合は、**契約書に記載されている内容と同様に記入**してください。
名称の欄にある電話番号は、現場事務所等の担当者に繋がる番号を記入してください。
- ④ 記入例を参考に、該当項目を○で囲んでください。荷姿に関しては原則として**石綿含有物以外は「ばら」、石綿含有物は「袋」**としてください。
車両台数は、廃棄物の種類ごとに必要最小限の台数としてください。
- ⑤ 収集運搬を委託する場合は、委託業者の情報を記入してください。その際、車両のナンバー及び車両重量の記入は不要です。
届出者自らが運搬する場合は、車両のナンバー及び車両重量を記入してください。レンタカーを利用する場合は、車両ナンバーの欄に「レンタカー」と記入してください。

記入例

産業廃棄物継続搬入届出書 附属書

■ 処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻	1 kgにつき 15円50銭
ばいじん	
鉱さい	
汚泥（建設汚泥を除く）	
廃石膏ボード	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類	1 kgにつき 13円
建設汚泥	

- 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- 施設の処理能力は埋立容量が4,291,000 m³で面積が16.4haです。
- 流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- 他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- 搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- 搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- 万一、届出を取り下げた事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

■ 搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

☐ 石綿含有産業廃棄物があります。

☐ 石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではありません。

■ 搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など

建屋解体時に発生する天井スレート、壁石膏ボード
床舗装を剥がしたインターロッキングブロック（色付きのためリサイクル不可）
水道管撤去に伴う塩ビ管

■ 搬入廃棄物の数量根拠

天井スレート：幅1m×長さ2m×厚さ0.005m×比重1.5×20枚=0.3t
石膏ボード：幅1m×長さ2m×厚さ0.010m×比重0.7×20枚=0.28t（浮遊しないことを確認済）
インターロッキング：1.3kg/個×35個=45.5kg=0.0455t
塩ビ管：7kg/m×10=70kg=0.07t

☐ 自社搬入します。

☐ 今年度内に届出書を提出したことがある。（工事の場合は同一工事に限る。）

搬入番号：

☒ 届出書及び届出書添付書類の内容と搬入物の内容に相違はありません。

附属書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 搬入物を取り扱う際の注意事項を記入してください。
例) 飛散しやすい、肌に付着すると危険等
- ② 搬入物が石綿含有廃棄物である場合にレ点を入れてください。その場合、廃石綿等でないことを確認のうえ、二行目にもレ点を入れてください。
- ③ 搬入物がどのようなものか 具体的に 記入してください(例えば「廃プラスチック」ではなく、「既設塩ビ管の撤去物」などと記入)。また、インターロッキングブロック、コンクリートがらなど広くりサイクルされているものについて、リサイクルできずに搬入する場合は、**リサイクル不可の旨を記載**してください。
- ④ 数量根拠は基本的に「(体積計算)×(単位体積当たりの比重)」、「(単位量当たりの重量)×(数量)」又は「実績値」で算出してください。比重が1以下の場合は、水中に投じて浮遊しないことを必ず確認し、その旨を記載してください。
- ⑤ **収集運搬委託の有無に関わらず**、自社運搬する廃棄物がある場合はレ点を入れてください。
- ⑥ 同一年度(工事の場合は同一工事)での搬入量の確認のため、該当する場合は記入して下さい。
- ⑦ 内容を確認したうえで必ずレ点を入れてください。

第1号様式

※この欄は記入しないでください。

記入しないこと

年 月 日

雷 音 045 (000) 0000

代表
者印

発注者 (発注担当局課)	〇〇局▽▽課	発注担当者 (電話)	〇〇〇〇 045 (〇〇〇)〇〇〇〇
発注場所 の名称	△△工事		

添 付 書 類	☐	住民票又は法人登記簿謄本の写し（公共事業の場合は不要）
	☐	市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し（公共事業の場合は不要）
		直近の期の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は、直近の期の所得税の納税証明書の写し）
	☐ 有	
	☒ 無	（該当する数字を○で囲む）
	☒ ①	横浜市財政局契約の工事（水道局、交通局委任案件を含む）を今年度請け負っている。
	②	今年度、搬入番号【 】にて後納承認申請書を提出している。
	③	申請者は横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人である。

確認事項 ☒ 過去1年以内に納期限を超過した支払いはありません。
☒ 下記の注意事項について確認しました。

(注意)

- 1 後納払いとは、次のいずれかの要件を満たした場合に限りです。
 - (1) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人が搬入する場合
 - (2) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体、国又は神奈川県等の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が20トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
 - (3) 公共事業の請負以外の者のうち、搬入届出量が20トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
- 2 この申請書は、産業廃棄物継続搬入届出書とあわせて提出してください。
- 3 記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要です。
- 4 処分費用の納期限は搬入月の翌月末です。横浜市が発行する納入通知書で、納期限までに所定金額の納付が必要です。
- 5 申請者が、資格基準を満たしていないことが判明した場合は、後納を停止します。また、指定された納期限内に処分費用を納付しない場合は、次の(1)～(3)を行います。
 - (1) 既に届出された後納払いによる継続搬入をすべて停止します。
 - (2) 横浜市が指定した日から1年間、後納承認の申請ができません。
 - (3) 既に搬入した分の処分費用について、期限の利益を失い、一括で納付していただく場合があります。

産業廃棄物処分費用後納承認申請書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ❶ 届出者の記入日時点の情報を記入してください。届出者は**廃棄物の処理責任者**であり、**建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者等は届出者にはあたりません**。また、法人の場合は**代表者印**、個人の場合は**実印**を押印してください。
- ❷ 発生場所の名称は産業廃棄物搬入届出書と同様に、**工事名や事業所名**を記入してください。公共工事の場合のみ、発注者及び発注担当者の欄も記入してください。
- ❸ 必要な添付書類の欄にレ点を入れてください。貸借対照表及び損益計算書の添付を省略できる場合は、「□無」にレ点を入れて、該当する番号を○で囲んでください。
- ❹ **注意事項を必ず確認**して、両方にレ点を入れてください。

記入例(おもて)

様式 1

産業廃棄物分析調査報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇
氏名 (株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

次のとおり産業廃棄物の分析調査結果を報告します。
[事業者記入欄]

提出区分	新規 ・ 継続 ・ 中間報告		
当該廃棄物の担当者	所属 〇〇工場 氏名 △△△△ TEL 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
事業概要	業種	製造業	
	主要製品	〇〇	
廃棄物名(社内名)	汚泥	主成分	鉄
試料採取者及び採取年月日	所属 〇〇工場 氏名 △△△△	令和〇年 〇 月 〇 日 採取	
試料採取場所及び方法			
廃棄物の発生工程及び処理工程(フローシート)	発生場所 報告者住所と①. 同じ 2. 異なる(製品を製造する際に発生する汚水の処理工程から発生する脱水汚泥)		
保有する政令で定められた施設の名称又は番号	大気汚染防止法関係		
	水質汚濁防止法関係		
	廃棄物処理法関係		
処分方法	埋立 海洋投入 (A・B・C 海域)		
廃棄物排出量	〇t/年	処分頻度	月〇回
保管方法	工場内保管場所にて保管	通常保管量	△t
収集・運搬者	住所 横浜市××区×× 氏名 △△運輸(株)	TEL 045(〇〇〇) 〇〇〇〇	許可番号 0140〇〇〇〇〇〇
最終処分者	住所 横浜市中区本町 氏名 南本牧第5フロ		

横浜市記入欄

記入しないこと

記入例(うら)

1. 試料の性状	2. 液体 色(黒)	3. 粉体状 臭気(臭気臭)	4. 塊状 臭気臭	5. その他(臭気臭)
1. 試料の性状	海洋投棄の場合 1. 無 2. 有(上澄み液量) 3. 分能不明確			
水 分	〇%	pH	8.5 (25.0℃)	油 分 〇%
固型分	〇%	不溶成分	〇%	面型分の熱灼減量 〇%
項目	含有量試験値	溶出試験値	試験方法	
アルキル水銀	<0.01 mg/kg	<0.0005 mg/L	含有量試験	溶出試験
総水銀	<0.01 mg/kg	<0.0005 mg/L		
カドミウム	<0.5 mg/kg	<0.01 mg/L		
鉛	<0.5 mg/kg	<0.05 mg/L		
有機鉛	<0.1 mg/kg	<0.1 mg/L		
六価クロム	<0.5 mg/kg	<0.05 mg/L		
砒素	<0.5 mg/kg	<0.01 mg/L		
シアン	<0.5 mg/kg	<0.1 mg/L		
PCB	<0.01 mg/kg	<0.0005 mg/L		
トリクロロエチレン	mg/kg	<0.005 mg/L		
テトラクロロエチレン	mg/kg	<0.005 mg/L		
ジクロロメタン	mg/kg	mg/L		
四塩化炭素	mg/kg	mg/L		
1,2-ジクロロエタン	mg/kg	mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg	mg/L		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg	mg/L		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg	mg/L		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg	mg/L		
1,3-ジクロロプロパン	mg/kg	mg/L		
サウラム	mg/kg	mg/L		
シマジン	mg/kg	mg/L		
チオベンカルブ	mg/kg	mg/L		
ベンゼン	mg/kg	mg/L		
セレン	mg/kg	mg/L		
1,4-ジオキサン	mg/kg	mg/L		
ダイオキシン類	mg-TEQ/kg	—		
銅	mg/kg	mg/L		
亜鉛	mg/kg	mg/L		
亜鉛化合物	mg/kg	mg/L		
ベリリウム	mg/kg	mg/L		
クロム	mg/kg	mg/L		
ニッケル	mg/kg	mg/L		
バナジウム	mg/kg	mg/L		
有機塩素	mg/kg	mg/L		
フェノール類	mg/kg	mg/L		
分析機関	所在地 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 名称 〇〇分析 連絡計量証明事務所登録番号 〇〇〇〇〇		分析期間 令和〇年 〇月 〇日 ~ 〇月 〇日 環境計量士 〇〇〇〇 印 045(〇〇〇) 〇〇〇〇	

産業廃棄物分析調査報告書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 排出事業者の住所、氏名を記入してください。
- ② 初めて承認申請する廃棄物なら「新規」、二度目以降であれば「継続」を選択してください。
排出事業者ごとではなく、廃棄物の種類ごとなので注意してください。
- ③ 各欄に記入してください。ただし、製造業でない場合、主要製品の記入は不要です。
- ④ 廃棄物発生場所の住所及び**発生工程を記入**してください。中間処理施設の場合は別紙にてフロー図を添付するのも可です。
- ⑤ 所有する施設で該当するものがあれば記入してください。
- ⑥ 各欄に記入してください。ただし、工事等単発の搬入の場合、処分頻度と通常保管量の記入は不要です。
- ⑦ 収集運搬契約相手方の住所、氏名、電話番号、収集運搬業許可証の番号を記入してください。自己運搬の場合は「自己運搬」と記入してください。
- ⑧ 一般性状試験結果及び必要な分析項目の分析結果について、**分析機関が記入**してください。

(参考) 受入品目の具体例

(注意事項)

- ・主な事例を一覧にしています。不明な点は産業廃棄物対策課(045-671-2515)までお問合せください。
- ・リサイクル可能な金属は受入していません。
- ・最終処分場の延命化のため、リサイクル、焼却等による減容化についても検討してください。
- ・受入できる品目であっても受入基準を満たさないものは受入できません。手引きP3で確認してください。
- ・「石綿含有の可能性」の○、△は目安です。記載に関わらず届出者(排出者)が責任をもって調べていただくようお願いします。

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
あ	アスファルトコンクリート	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限りします。
	アスファルトルーフィング	安定型	廃プラスチック類	△	板紙(「紙くず」)を用いているものなど、手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものが含まれている場合は受入できません。
	アスファルトジュート	—	受入できません		麻布(「繊維くず」)が含まれているため受入できません。
	洗い出し平板	安定型	がれき類		
い	イオン交換樹脂	—	お問合せください		性状等により判断するため産業廃棄物対策課(045-671-2515)へお問合せください。
	インターロッキングブロック	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限りします。
う	ウレタン	安定型	廃プラスチック類		
え	ALC板	—	受入できません		水に浮くため受入できません。
	FFU(軽量耐食構造材) 合成木材	—	受入できません		水に浮くため受入できません。
	FRP(繊維強化プラスチック)	安定型	廃プラスチック類		
	塩化ビニル管(塩ビ管、 VP管、VU管、HVP管)	安定型	廃プラスチック類		
	塩化ビニルシート	安定型	廃プラスチック類	△	
お	大谷(おおや)石	安定型	がれき類		
	押出成形セメント板	安定型	がれき類	△	
か	貝殻	—	受入できません		手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものは受入できません。
	碍子(ガイシ)	安定型	がれき類		製造過程等に出じる破片等は「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。
	化繊カーテン	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りします。
	ガラス	安定型	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず		
	ガラス繊維強化コンクリート(GRC)	安定型	がれき類		
	カラーベスト	安定型	がれき類	△	
	ガルバリウム鋼板	—	受入できません		リサイクルできるものは受入できません。
	岩綿吸音板	安定型	がれき類	△	石膏ボードと接着され剥がせないものは「石膏ボード(管理型)」として申請してください。
き	キャストブル耐火材	安定型	がれき類		

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
く	草、木	—	受入できません		手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものは受入できません。
	グラスウール	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		水に浮かないものに限りです。
	グレーチング	—	受入できません		リサイクルできるものは受入できません。
け	蛍光灯	—	受入できません		水銀が使われているので処理が可能な中間処理業者に処分を依頼してください。
	ケイ酸カルシウム板(ケイカル板)	安定型	がれき類	△	「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石綿を含有していないことの証明書を添付してください。
	景石	安定型	がれき類		
	軽量ブロック	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限りです。
	建設汚泥	管理型	汚泥(建設汚泥)		事前承認が必要です。手引P18を参照してください。1工事につき100t/年・社の受入上限があります。
	間知(けんち)石	安定型	がれき類		
こ	コーキング	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りです。
	コールドエナメル塗装	—	お問合せください		固まっていない塗料は受入できません。固まったものは性状により判断するため、産業廃棄物対策課(045-671-2515)へお問合せください。
	コロニアル	安定型	がれき類	△	
	コンクリート	安定型	がれき類	△	リサイクルできないものに限りです。製造過程等で出じる破片等は「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。石綿含有塗材がついているものは「安定型(石綿含有)」で申請してください。
	コンクリート固化物	—	受入できません		中身が判別できないため受入できません。
	コンクリートの粉塵	管理型	その他汚泥	△	塗料由来等の石綿を含有しているものは受入できません。
	コンクリート平板	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限りです。
さ	サイディング	安定型	がれき類	△	木材などの手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものが含まれている場合は受入できません。
	残土	—	受入できません		廃棄物でないため受入できません。
	サンドブラスト廃砂	—	お問合せください		性状により判断するため、産業廃棄物対策課(045-671-2515)へお問合せください。
し	ジオベスト土舗装	安定型	がれき類		固化されがれき状となり、土として利用できないものに限りです。
	磁器タイル	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		タイルにコンクリートやモルタルが付着し取れない場合は、届出には「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」と「がれき類」両方を記載し、それぞれの厚さで按分した重量を記載してください。
	自然石	安定型	がれき類		
	地盤改良土	—	お問合せください		性状により判断するため、産業廃棄物対策課(045-671-2515)へお問合せください。
	樹脂系カラー舗装	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りです。
	樹脂モルタル	安定型	がれき類		

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
	ジブトーン(化粧石膏 ボード)	管理型	その他管理型(石膏 ボード)		
	小舗(しょうほ)石(ピンコ ロ)	安定型	がれき類		
	シーリング材、シーリング材 (プラスチック製)	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りです。
	砂利	—	お問合せください		性状により判断するため、産業廃棄物対策課 (045-671-2515)へお問合せください。
	浚渫土砂	—	受入できません		廃棄物ではないため受入できません。
	人工宝石(サファイアなど)	安定型	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず		
す	スタイロフォーム	—	受入できません		断熱・防水材、密度1/30程度(極めて軽い)
	スチールショットブラスト	—	お問合せください		性状により判断するため、産業廃棄物対策課 (045-671-2515)へお問合せください。
	スチール手摺	—	受入できません		リサイクルできるものは受入できません。
	砂	—	受入できません		廃棄物ではないため受入できません。
	スラグ(鉱さい)	管理型	鉱さい		事前承認が必要です。手引P18を参照してくださ い。
	スラグせっこう板	安定型	がれき類	△	
	スレート(波板・ボード)	安定型	がれき類	△	「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石 綿を含有していないことの証明書を添付してくださ い。
せ	石綿セメント板	安定型	がれき類	○	
	石膏ボード	管理型	その他管理型(石膏 ボード)	△	
	ゼットパイプ(硬化瀝青 管)	—	受入できません		「紙くず」が含まれているため受入できません。
	セラミック舗装	安定型	がれき類		
そ	ソイルセメント	安定型	がれき類		
	ソーラトン(ロックウール 化粧吸音板)	安定型	がれき類	△	
た	耐火レンガ	安定型	がれき類		焼却灰等の付着がないようにして搬入してくださ い。
	耐火被覆板	安定型	がれき類	△	
	耐火二層管(とみじ管)	安定型	廃プラスチック	△	モルタルが付着し取れない場合は、届出には「廃 プラスチック」と「がれき」両方を記載し、それぞ れの厚さで按分した重量を記載してください。
	タイル	安定型	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず		タイルにコンクリートやモルタルが付着し取れない 場合は、届出には「ガラス・コンクリート・陶磁器 くず」と「がれき類」両方を記載し、それぞれの厚 さで按分した重量を記載してください。自然石のタ イルの場合は「がれき類」です。
	タイルカーペット	安定型	廃プラスチック類		
	ダスト舗装	—	お問合せください		性状等により判断するため産業廃棄物対策課 (045-671-2515)へお問合せください。
	脱色アスファルト	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限りです。
	玉石	安定型	がれき類		

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
つ	土系舗装材(ソイル舗装)	安定型	がれき類		固化されがれき状となり、土として利用できないものに限ります。例)真砂土舗装等
て	手洗い器	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		
	鉄平(てっぺい)石	安定型	がれき類		
	テニスコートの表層ゴム	安定型	廃プラスチック類	△	コンクリートが付着し取れない場合は、届出には「廃プラスチック類」と「がれき類」両方を記載し、それぞれの厚さで按分した重量を記載してください。
	テラゾーブロック	安定型	がれき類		
	電線	—	受入できません		リサイクルできるものは受け入れできません。
	点字ブロック	安定型	がれき類		合成ゴム製の場合は「廃プラスチック類」です。
と	陶管	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		
	トムレックス	—	受入できません	○	特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため搬入できません。
	塗料(石綿含有塗材)	—	受入できません	○	塗料だけを剥がしたものは飛散性が生じるため受け入れしていません。
	土丹(どたん)岩	安定型	がれき類		がれき状のものに限ります。
	ドリゾール補強版	安定型	がれき類		木材が混合されているタイプのものは受入できません。
は	灰(燃料に使った木材の灰など)	管理型	燃え殻		事前承認が必要です。手引P18を参照してください。燃え残った「木くず」は受入できません。
	ばいじん	管理型	ばいじん		事前承認が必要です。手引P18を参照してください。
	廃タイヤ	安定型	廃プラスチック類		リサイクルできないものに限ります。また、中空でない状態にして搬入してください。
	パッキン(ゴム製、プラスチック製)	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限ります。ガラス繊維製のものは「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。
	パッキン(石綿入り)	—	お問合せください	○	状態により判断するため、産業廃棄物対策課(045-671-2515)へお問合せください。
	パーライトボード	安定型	がれき類	△	
ひ	珪素含有石膏ボード	—	受入できません		珪素の溶出、基準超過の可能性が高いため受入していません。
	Pタイル(プラスチックタイル、ビニル床タイル)	安定型	廃プラスチック類	△	「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石綿を含有していないことの証明書を添付してください。
	備品類	—	お問合せください		材質により異なりますので産業廃棄物対策課(045-671-2515)までお問合せください。
	ヒューム管	安定型	がれき類		鉄筋コンクリート(鉄部分は別)
ふ	プラスターボード	管理型	その他管理型(石膏ボード)	△	
	プラウッド(擬木)	安定型	廃プラスチック類		木材が混合されているタイプのものは受入できません。
	フレキシブルボード(フレキ)	安定型	がれき類	△	「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石綿を含有していないことの証明書を添付してください。石膏ボードと接着され剥がせないものは「石膏ボード(管理型)」として申請してください。

索引	品 名	安定型 管理型	産業廃棄物の種類	石綿含有 の可能性	備 考
へ	平板ブロック	安定型	がれき類		リサイクルできないものに限りします。
	ヘキサロック	安定型	がれき類		金属とアスファルトの分離が難しいものに限り受入しています。受入基準(30cm以内等)を遵守してください。
	便器	安定型	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		
ほ	防球ネット	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りします。
	防水シート	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りします。 芯材に綿(「繊維くず」)が使われているなど、手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものが含まれている場合は受入できません。
	保温材(石綿含有)	—	受入できません	○	特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため搬入できません。
	墓石(ぼせき)	安定型	がれき類		製造過程等で破片等は「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。
	ポリエチレン管(PEP)	—	受入できません		水に浮くものは受入できません。
	ポリカーボネート	安定型	廃プラスチック類		
ま	真砂土舗装	安定型	がれき類		固化されがれき状となり、土として利用できないものに限りします。
み	御影石	安定型	がれき類		
め	メッキ汚泥	管理型	汚泥(メッキ汚泥)		事前承認が必要です。手引P18を参照してください。
も	木片セメント板	—	受入できません		手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のもの(「木くず」)が含まれている場合は受入できません。
	木毛板(集積材)	—	受入できません		手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のもの(「木くず」)が含まれている場合は受入できません。
	モルタル	安定型	がれき類		
ら	ライニング材	安定型	廃プラスチック類		水に浮かないものに限りします。
り	リシン吹き付け	—	受入できません	○	特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため搬入できません。
れ	レジンコンクリート	安定型	がれき類		
	レンガ	安定型	がれき類		
ろ	ロックウール	安定型	がれき類	△	
	ロックウール化粧吸音板	安定型	がれき類	△	
わ	割栗(わりぐり)石	安定型	がれき類		